白子町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害を軽減することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかのマーク付きの新品のもの

ア　ＳＧマーク（一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。）

イ　ＪＣＦ公認マーク（公益財団法人日本自転車競技連盟が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。）

ウ　ＣＥマーク（欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。）

エ　ＧＳマーク（ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。）

オ　ＣＰＳＣマーク（米国消費者製品安全委員会が定める安全基準に適合するものに付されるマークをいう。）

(2)　使用者 町内に住所を有する個人であって、自転車を利用するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1)　使用者が使用するヘルメットは、令和６年６月18日以降に購入したものであり、購入日から６か月経過しないもの。

(2)　白子町又は他の自治体からヘルメットに係る購入費について補助を受けていないこと。

(3)　白子町暴力団排除条例（平成24年条例第６号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等ではないもの。

(4)　世帯全員が町税等を滞納していないこと。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、ヘルメットの購入に要する経費（送料、装飾品等除く）の範囲内で、１個につき購入金額の２分の１で2,000円を上限とする。

２　前項に規定する経費の額に100円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。

３　補助金を受けることができる回数は、使用者１人につきヘルメット１個分かつ１回限りとする。

（交付の申請及び請求）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、白子町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　ヘルメットの使用者の氏名及び住所が確認できる書類

(2)　ヘルメットの購入代金の支払手続が完了したことを証する書類

(3)　補助金の振込先口座が確認できる通帳等の写し

(4)　第２条第１号アからオまでに掲げる認証の確認ができるもの

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第６条　町長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、白子町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第７条　町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の申請に基づき、補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)　申請者又は添付書類の内容に、事実と異なることが判明したとき。

（補助金の返還）

第８条　町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年６月18日から施行する。